

# 特別養護老人ホーム楽生苑 いこいの里 利用料金表 <Bユニット>

<<介護福祉施設サービス費・居住費・食費>>

平成30年 4月 1日現在

介護認定	所得区分	居住費	食費	介護保険 基本料金	合計金額	合計金額	合計金額	合計金額
					(1日) 1割負担の方	1ヶ月(30日)あたり 1割負担の方	(1日) 2割負担の方	1ヶ月(30日)あたり 2割負担の方
要介護1	1段階	820	300	644	1,764	52,920	3,528	105,840
	2段階	820	390		1,854	55,620	3,708	111,240
	3段階	1,310	650		2,604	78,120	5,208	156,240
	上記以外の方	1,970	1,420		4,034	121,020	8,068	242,040
要介護2	1段階	820	300	712	1,832	54,960	3,664	109,920
	2段階	820	390		1,922	57,660	3,844	115,320
	3段階	1,310	650		2,672	80,160	5,344	160,320
	上記以外の方	1,970	1,420		4,102	123,060	8,204	246,120
要介護3	1段階	820	300	785	1,905	57,150	3,810	114,300
	2段階	820	390		1,995	59,850	3,990	119,700
	3段階	1,310	650		2,745	82,350	5,490	164,700
	上記以外の方	1,970	1,420		4,175	125,250	8,350	250,500
要介護4	1段階	820	300	854	1,974	59,220	3,948	118,440
	2段階	820	390		2,064	61,920	4,128	123,840
	3段階	1,310	650		2,814	84,420	5,628	168,840
	上記以外の方	1,970	1,420		4,244	127,320	8,488	254,640
要介護5	1段階	820	300	922	2,042	61,260	4,084	122,520
	2段階	820	390		2,132	63,960	4,264	127,920
	3段階	1,310	650		2,882	86,460	5,764	172,920
	上記以外の方	1,970	1,420		4,312	129,360	8,624	258,720

※上記は30日で計算した場合の目安です。

単位(円)

<<各種加算項目>>

日常生活支援加算(Ⅰ)	46/日(92/日)	入所者の重度化対応の算定要件を満たした場合
栄養ケアマネジメント加算	14/日(28/日)	栄養ケア・マネジメントを実施した場合
個別機能訓練加算	12/日(24/日)	個別に機能訓練を実施した場合
看護体制加算(Ⅰ)口	12/日(24/日)	常勤看護師配置の場合
看護体制加算(Ⅱ)口	23/日(46/日)	看護師数が基準以上で連絡体制が整っている場合
配置医師緊急時対応加算	650/円(1300/円)	配置医師が早朝・夜間に施設を訪問して診療を行った場合
	1300/円(2600/円)	配置医師が深夜に施設を訪問して診療を行った場合
認知症専門ケア加算Ⅱ	4/日(8/日)	認知症高齢者の日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ、Ⅴに該当する入所者
若年性認知症入所者受入加算	120/日(240/日)	若年性認知症利用者を受け入れた場合
経口維持加算(Ⅰ)	400/月(800/月)	摂食障害や誤嚥を有する入所者が対象
療養食加算	6/回(12/回)	1食を1回として療養食を提供した場合
看取り介護加算(Ⅱ)	144/日(288/日)	死亡日以前4日以上30日以下については1日につき算定
看取り介護加算(Ⅱ)	780/日(1560/日)	死亡日の前日及び前々日の2日間のみ算定
看取り介護加算(Ⅱ)	1580/日(3160/日)	死亡日について算定
褥瘡マネジメント加算	10/月(20/月)	褥瘡発生予防のために計画的管理を行った場合(3ヶ月に1回)
排泄支援加算	100/月(200/月)	排泄に関して計画的に支援した場合(支援開始から6ヶ月以内)
低栄養リスク改善加算	300/月(600/月)	低栄養状態改善のため栄養管理を行った場合
再入所時栄養連携加算	400/月(800/月)	医療機関の管理栄養士と連携して栄養管理を行った場合
外泊時費用	246/日(492/日)	病院等へ入院した場合及び居宅などへ外泊を認めた場合(月6回限度)
初期加算	30/日(60/日)	入所日から30日以内の期間(30日以上入院後の再入所も同様)
退所前訪問相談援助加算	460/日(920/日)	退所前に退所後の居宅サービスについて相談援助を行った場合
退所後訪問相談援助加算	460/日(920/日)	退所後30日以内に入所者を訪問して相談援助を行った場合
退所時相談援助加算	400/日(800/日)	退所後の生活、住環境に関する相談援助を行った場合
退所前連携加算	500/日(1000/日)	退所後の居宅におけるサービス利用上必要な調整を行った場合
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	単位数総合計の8.3%	

※( )内は負担割合が2割の場合の金額です。

単位(円)

※各種加算には入所者全員に算定する加算と該当する入所者のみに算定する加算があります